証券コード8219
平成30年６月６日

株　主　各　位

広島県福山市王子町一丁目３番５号
青山商事株式会社
代表取締役社長　青　山　　理

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成30年６月27日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

2. **場　　所**　広島県福山市王子町一丁目３番５号
青山商事株式会社　本社４階会議室　（末尾ご案内略図ご参照）

3. **株主総会の目的である事項**

報告事項
1. 第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する事後交付型株式報酬の付与に係る報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁から４頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成30年６月27日（水曜日）午後６時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（http://www.aoyama-syouji.co.jp）において、その旨掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成30年６月27日（水曜日）午後６時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

添 付 書 類

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、欧米や新興国等の海外経済への懸念や地政学的リスクの高まりなどから、依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループでは、ビジネスウェア事業の収益力、競争力の強化を目指した諸施策を実施するとともに、グループ経営の基盤整備と収益力強化を図ってまいりました。

こうしたことから、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

（単位：百万円）

	売　上　高	営　業　利　益	経　常　利　益	親会社株主に帰属する当期純利益
平成30年３月期	254,846	20,591	21,311	11,461
平成29年３月期	252,777	20,210	21,084	11,568
前期比（%）	100.8	101.9	101.1	99.1

＜事業別の業績＞

（単位：百万円）

	売　上　高				セグメント利益または損失(△)（営業利益または損失(△)）			
	第 54 期（当期）平成29年４月１日から平成30年３月31日まで	第 53 期（前期）平成28年４月１日から平成29年３月31日まで	増減	前期比（%）	第 54 期（当期）平成29年４月１日から平成30年３月31日まで	第 53 期（前期）平成28年４月１日から平成29年３月31日まで	増減	前期比（%）
ビジネスウェア事業	188,728	188,426	301	100.2	19,064	19,464	△400	97.9
カジュアル事業	15,145	16,684	△1,539	90.8	△840	△1,556	715	—
カード事業	4,905	4,554	351	107.7	1,857	1,329	527	139.7
印刷・メディア事業	11,602	11,430	171	101.5	281	279	1	100.7
雑貨販売事業	15,939	15,822	117	100.7	639	602	37	106.1
総合リペアサービス事業	12,525	11,815	710	106.0	△506	163	△669	—
その他	9,972	7,754	2,217	128.6	22	△79	102	—
調整額	△3,973	△3,710	△262	—	72	6	65	—
合　計	254,846	252,777	2,068	100.8	20,591	20,210	381	101.9

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. セグメント別売上高、セグメント利益または損失(△)（営業利益または損失(△)）はセグメント間取引相殺消去前の数値であります。
3. 「調整額」欄の金額はグループ内取引であります。
4. 当連結会計年度より「青山洋服商業（上海）有限公司」及び服良㈱の子会社である「上海服良工貿有限公司」を、ビジネスウェア事業に含めております。

売上高は2,548億46百万円と前連結会計年度に比べ20億68百万円増加いたしました。

主な要因は、その他において、㈱物語コーポレーションの運営する「焼肉きんぐ」、「ゆず庵」をFC展開しております㈱globの積極的な出店によるものであります。

売上総利益は1,416億91百万円と前連結会計年度に比べ12億72百万円増加いたしました。

主な要因は、売上高同様、㈱globの売上高増加などによるものであります。

営業利益は205億91百万円と前連結会計年度に比べ３億81百万円増加いたしました。

主な要因は、ビジネスウェア事業及び総合リペアサービス事業における経費増加がある一方、カジュアル事業における赤字幅縮小及びカード事業における営業利益の増加などによるものであります。

経常利益は213億11百万円と前連結会計年度に比べ２億27百万円増加いたしました。

主な要因は、営業利益が前連結会計年度に比べ増加したことによるものであります。

特別損益では、特別損失として固定資産除売却損３億95百万円、減損損失25億59百万円を計上いたしました。

こうしたことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ１億６百万円減少し、114億61百万円となりました。

(2) 事業別の状況

＜ビジネスウェア事業＞

〔青山商事㈱ビジネスウェア事業、ブルーリバース㈱、㈱エム・ディー・エス、㈱栄商、服良㈱、青山洋服商業（上海）有限公司〕

当事業の売上高は1,887億28百万円（前期比100.2%）、セグメント利益（営業利益）は190億64百万円（前期比97.9%）となりました。

当事業の中核部門であります青山商事㈱のビジネスウェア事業につきましては、「洋服の青山」を16店舗（内 移転５店舗）、「ザ・スーツカンパニー」を10店舗（内 ７店舗は業態変更による出店（「洋服の青山」１店舗、「ネクストブルー」５店舗、「ユニバーサル　ランゲージ」１店舗））、レディス専門店「ホワイト　ザ・スーツカンパニー」を２店舗出店するなど着実な出店を実施するとともに、営業面では、「洋服の青山」において、新CMにカナダ人パフォーマーのTROY JAMES氏を起用し、驚異的な動きでスーツの伸縮性をアピールするなど、機能性を強調したテレビCMや、LINE公式アカウント及び公式インスタグラムの開設、You Tube等へのWEB販促を実施することなどで、新たな顧客の取り込みを図りました。商品面ではブリヂストンのタイヤ技術を応用した『走れる革靴』や、産学協同開発の正しい歩行に導くインソールを採用した『軽快歩行シューズ』などの高機能商品の品揃えを強化いたしました。

レディスにつきましては、ミセス向けフォーマルのバリエーションを追加するなど、オケージョンや年齢にあわせた品揃えを強化した結果、好調に推移いたしました。

しかしながら、客数減少によりビジネスウェア事業の既存店売上高は前期比97.5%となりました。

主力アイテムでありますメンズスーツの販売着数は前期比96.8%の2,126千着、平均販売単価は前期比99.3%の27,298円となりました。

店舗の出退店等につきましては、以下のとおりであります。

＜ビジネスウェア事業における業態別の出退店及び期末店舗数（平成30年３月末現在）＞

（単位：店）

業態名	青山商事㈱ビジネスウェア事業								青山洋服商業（上海）有限公司
	洋服の青山	ネクストブルー	ザ・スーツカンパニー	ユニバーサルランゲージ	ブルー エ グリージオ	ユニバーサルランゲージ メジャーズ	ホワイト ザ・スーツカンパニー	合計	洋服の青山
出店〔内 移転〕（４月～３月）	16〔５〕	0	10	0	0	0	2	28〔５〕	6
閉店（４月～３月）	4	8	1	1	1	1	0	16	4
期末店舗数（３月末）	812	0	58	13	0	3	10	896	24

(注)1.「ザ・スーツカンパニー」には「TSC SPA OUTLET」を、「ユニバーサル　ランゲージ」には「UL OUTLET」を含めております。

2. 「ザ・スーツカンパニー」の出店10店舗の内７店舗は他業態（「洋服の青山」１店舗、「ネクストブルー」５店舗、「ユニバーサル　ランゲージ」１店舗）からの業態変更によるものであります。
3. 「ネクストブルー」及び「ブルー　エ　グリージオ」は、上記閉店により業態解消いたしました。
4. 青山洋服商業（上海）有限公司の出店・閉店は平成29年１月～12月、期末店舗数は平成29年12月末の店舗数であります。

＜カジュアル事業＞〔青山商事㈱カジュアル事業、㈱イーグルリテイリング〕

当事業につきましては、アメカジ市場の低迷等により、売上高は151億45百万円（前期比90.8％）、セグメント損失（営業損失）は８億40百万円（前期はセグメント損失（営業損失）15億56百万円）となりました。

店舗の出退店等につきましては、以下のとおりであります。

＜カジュアル事業における業態別の出退店及び期末店舗数（平成30年３月末現在）＞

（単位：店）

業態名	青山商事㈱カジュアル事業		㈱イーグルリテイリング
	キャラジャ	リーバイスストア	アメリカンイーグルアウトフィッターズ
出店（４月～３月）	0	0	0
閉店（４月～３月）	3	0	0
期末店舗数（３月末）	6	9	34

（注）「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」にはアウトレット店を含めております。

＜カード事業＞〔㈱青山キャピタル〕

当事業は、ビジネスウェア事業における効率的な販売促進を支援することを主たる目的に、事業を展開しております。「AOYAMAカード」会員の募集に注力するとともに、金融サービス事業を展開し、平成30年２月末現在の有効会員数は414万人（前期比７万人増）となりました。

当事業につきましては、ショッピング取扱高の増加などから、売上高は49億５百万円（前期比107.7％）、セグメント利益（営業利益）は18億57百万円（前期比139.7％）となりました。なお、資金につきましては、親会社であります青山商事㈱等からの借入と社債の発行により調達しております。

＜印刷・メディア事業＞〔㈱アスコン〕

当事業につきましては、売上高は116億２百万円（前期比101.5％）、セグメント利益（営業利益）は２億81百万円（前期比100.7％）となりました。

＜雑貨販売事業＞〔㈱青五〕

「ダイソー&アオヤマ100YEN PLAZA」の店名で展開しております100円ショップは、「洋服の青山」、「キャラジャ」の閉鎖店舗の利用及び「洋服の青山」とのシナジー効果を狙った併設などを行っております。

当事業につきましては、150円から500円の商品の取扱い増加などにより、売上高は159億39百万円（前期比100.7%）、セグメント利益（営業利益）は６億39百万円（前期比106.1%）となりました。

なお、平成30年２月末の店舗数は118店舗（前期末117店舗）であります。

＜総合リペアサービス事業＞〔ミニット・アジア・パシフィック㈱〕

当事業につきましては、出店等により売上高は125億25百万円（前期比106.0%）となる一方、サービス多角化や出店加速などによる事業拡大を図るための先行投資の増加などから、セグメント損失（営業損失）は５億６百万円（前期はセグメント利益（営業利益）１億63百万円）となりました。

店舗の出退店等につきましては、以下のとおりであります。

＜総合リペアサービス事業における出退店及び期末店舗数（平成30年３月末現在）＞

（単位：店）

地域	ミスターミニット			
	日本	オセアニア	その他	合計
出店（４月～３月）	29	12	6	47
閉店（４月～３月）	18	3	1	22
期末店舗数（３月末）	310	276	37	623

（注）「オセアニア」はオーストラリア、ニュージーランド。「その他」はシンガポール、マレーシア、中国であります。

＜その他＞〔青山商事㈱リユース事業、㈱glob、㈱ＷＴＷ〕

その他の事業につきましては、「セカンドストリート」を１店舗、「焼肉きんぐ」を４店舗、「ゆず庵」を２店舗、「ダブルティー」を１店舗出店したことなどから、売上高は99億72百万円（前期比128.6%）、セグメント利益（営業利益）は22百万円（前期はセグメント損失（営業損失）79百万円）となりました。

店舗の出退店等につきましては、以下のとおりであります。

＜その他の事業における業態別の出退店及び期末店舗数（平成30年３月末現在）＞

（単位：店）

業態名	青山商事㈱リユース事業		㈱glob		㈱ＷＴＷ	
	セカンドストリート	ジャンブルストア	焼肉きんぐ	ゆず庵	ダブルティー	ダブルティーサーフクラブ
出店（４月～３月）	1	0	4	2	1	0
閉店（４月～３月）	0	0	0	0	0	0
期末店舗数（３月末）	11	2	28	11	5	1

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における主な事業の設備投資の総額は85億47百万円であります。

ビジネスウェア事業における設備投資の総額は57億59百万円であり、主要なものは新店舗出店、既存店舗の移転等に伴う投資であります。

カジュアル事業における設備投資の総額は31百万円であり、主要なものは既存店舗の修繕等によるものであります。

カード事業における設備投資の総額は56百万円であり、主要なものはカード業務に係るシステム投資であります。

印刷・メディア事業における設備投資の総額は２億24百万円であり、主要なものは生産体制の拡充を図るためのものであります。

雑貨販売事業における設備投資の総額は１億67百万円であり、主要なものは既存店舗の修繕等によるものであります。

総合リペアサービス事業における設備投資の総額は11億60百万円であり、主要なものはミスターミニットの新規出店及びリニューアル等によるものであります。

その他における設備投資の総額は11億50百万円であり、主要なものはセカンドストリート、焼肉きんぐ、ゆず庵及びダブルティーの新店舗出店によるものであります。

なお、当連結会計年度中において、新たに出店、移転等を行った店舗は以下のとおりであります。

① ビジネスウェア事業

＜新規出店＞

地域	店舗数	営業店名
関東地方	12	アリオ川口店、イオンモール春日部店（業態変更：NBからTSC）、 モラージュ菖蒲店（業態変更：NBからTSC）、東急プラザ蒲田店、 島忠ホームズ仙川店、府中ル・シーニュ店（TSC）、 田町西口店（業態変更：青山からTSC）、イトーヨーカドー綱島店、 イトーヨーカドー鶴見店、ららテラス武蔵小杉（業態変更：NBからTSC）、 横浜ジョイナス店（WHITE TSC）、ラゾーナ川崎店（業態変更：ULからTSC）
中部地方	2	ヨシヅヤ津島本店、松阪店
近畿地方	4	ヨドバシ梅田店、ららぽーと和泉店（業態変更：NBからTSC）、 イトーヨーカドー明石店、西宮ガーデンズ店（WHITE TSC）
中国地方	2	イオンモール倉敷店（TSC）、シーモール下関店、
四国地方	1	エミフルMASAKI店（業態変更：NBからTSC）
九州地方	2	熊本下通店、COCOSA熊本店（TSC）
日本計	23	―
中国計	6	店名省略
合計	29	―

＜移転＞

地域	店舗数	営業店名
東北地方	1	仙台あすと長町店
中部地方	2	尾張旭店、津ラッツ店
近畿地方	2	新大津瀬田店、新今里店
合　　計	5	―

＜閉店＞

地域	店舗数	営業店名
東北地方	1	福島原町店
関東地方	9	坂戸店、イオンモール春日部店（業態変更：NBからTSC)、 モラージュ菖蒲店（業態変更：NBからTSC)、 田町西口店（業態変更：青山からTSC)、ヨドバシ吉祥寺店（NB)、 渋谷宮下公園店（TSC)、渋谷神南店（UL MEASURE'S)、 ららテラス武蔵小杉（業態変更：NBからTSC)、 ラゾーナ川崎店（業態変更：ULからTSC)
中部地方	1	イオン名古屋八事店（NB)
近畿地方	3	東大阪瓢箪山店、ららぽーと和泉店（業態変更：NBからTSC)、梅田店（BG)
中国地方	1	イオン松江店（NB)
四国地方	1	エミフルMASAKI店（業態変更：NBからTSC)
日　本　計	16	―
中　国　計	4	店名省略
合　　計	20	―

（注）1. 営業店名のうしろにカッコ書のないものは「洋服の青山」であります。
2. 業態名
NB　　：ネクストブルー
TSC　　：ザ・スーツカンパニー
UL　　：ユニバーサル　ランゲージ
BG　　：ブルー　エ　グリージオ
UL MEASURE'S　：ユニバーサル　ランゲージ　メジャーズ
WHITE TSC　　：ホワイト　ザ・スーツカンパニー

② カジュアル事業

＜閉店＞

地域	店舗数	営業店名
中部地方	1	富山店（キャラジャ)
近畿地方	2	和歌山田辺店（キャラジャ)、宝塚店（キャラジャ)
合　　計	3	―

③　雑貨販売事業

＜開店＞

地域	店舗数	営業店名
関東地方	1	坂戸店
九州地方	1	沖縄与勝店
合　　計	2	―

＜閉店＞

地域	店舗数	営業店名
北海道地方	1	深川店
合　　計	1	―

④　総合リペアサービス事業

地域	ミスターミニット					
	＜新規出店＞			＜閉店＞		
	店舗数			店舗数		
	計	直営店舗	FC店舗	計	直営店舗	FC店舗
日　　本	29	29	0	18	10	8
オセアニア	12	5	7	3	0	3
そ の 他	6	6	0	1	1	0
合　　計	47	40	7	22	11	11

（注）1.　「オセアニア」はオーストラリア、ニュージーランド。「その他」はシンガポール、マレーシア、中国であります。
2.　店名は省略しております。
3.　直営店舗からFC店舗に変更した店舗は合計26店舗（日本３店舗、オセアニア17店舗、その他６店舗）であります。

⑤　その他の事業

＜新規出店＞

地域	リユース事業		飲食事業		ＷＴＷ	
	店舗数	営業店名	店舗数	営業店名	店舗数	営業店名
北海道地方			1	函館美原店（ゆず庵）		
中部地方					1	NAGOYA店
近畿地方	1	姫路砥堀店 （セカンドストリート）	1	神戸小束山店 （ゆず庵）		
中国地方			2	福山王子店 （焼肉きんぐ）、 広島宇品店 （焼肉きんぐ）		
四国地方			1	徳島沖浜店 （焼肉きんぐ）		
九州地方			1	那覇久茂地店 （焼肉きんぐ）		
合　　計	1	―	6	―	1	―

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、生産年齢人口の減少やクールビズ等オフィスファッションのカジュアル化に伴うスーツマーケットの縮小、またカスタマイズ化・ショールーミング化・シェアリング化と言われる消費行動の変化等、当社コア事業であるビジネスウェア事業に大きなインパクトを与える構造変化が進んできております。こうした厳しい経営環境の中、青山グループがお客様から支持され、持続的成長を実現していくためには、コア事業であるビジネスウェア事業の変革と挑戦、そして次世代事業の創造と育成が不可欠であるとの認識のもと、2018年２月９日に2020年度を最終年度とした中期経営計画『CHALLENGE Ⅱ 2020』を公表いたしました。その策定にあたっては、先ず当社グループの10年後の目指すべき姿を「グループ全体売上4,000億円、コア事業比率60％」といたしました。

『CHALLENGE Ⅱ 2020』は、その実現に向けての基盤作りの３年間と位置づけており、計画の最終年度である2020年度には、連結売上高3,000億円、連結営業利益250億円、連結ROE6.3%(除くのれん７%)を達成する計画であります。

また、本中計では青山グループの使命を、≪青山マインド：働く人のために働こう≫とし、社員の行動原則もあわせて定めました。本中計３ケ年は青山マインドを基本軸として、①コア事業の変革と挑戦、②次世代事業の創造と育成、③基盤整備による生産性向上、④ESGへの取組を重点方針と定め、持続的成長を目指して参ります。

今後も事業環境は刻々と変化していくものと予想されますが、10年後の目指すべき姿の実現に向けて、ビジネスウェア事業の着実な成長を図るとともに、青山グループとしての強み（販売力、店舗開発力、商品調達力、品質へのこだわり、顧客基盤）を活かして積極的な事業領域の拡大を図り、新たな成長軌道を創造することで、お客様、株主様、取引先様、従業員及び地域社会に貢献していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜わりますよう、お願い申しあげます。

＜ご参考＞

1. 中期経営計画『CHALLENGE Ⅱ 2020』の重点方針

(1) コア事業の変革と挑戦
① 法人営業の拡大と体制整備
② EC･販促･店舗形態等デジタル対応のスピードアップ
③ ユニフォーム市場への本格参入に挑戦
④ 20～30代及び地方店対策とMDの強化

(2) 次世代事業の創造と育成
① 総合リペアサービス事業の拡大（出店・M&A）
② 全国に有する店舗資産等の有効活用
③ 新規事業の創造(顧客基盤を活用したシナジーの追求/既存事業に捉われない発想での取組)

(3) 基盤整備による生産性向上
① 新人事制度の定着化～モチベーションアップ～
② ITイノベーション投資の推進

(4) ESGへの取組
① 環境への取組
② 人と社会への取組
③ コーポレート・ガバナンスの高度化

2. 中期経営目標

	2017年度実績	2020年度目標	増減
連結売上高	2,548億円	3,000億円	451億円増
連結営業利益	205億円	250億円	44億円増
ROE (除くのれん)	5.0% (5.5%)	6.3% (7.0%)	1.3ポイント増 (1.5ポイント増)

3. 株主還元方針

『CHALLENGE Ⅱ 2020』の期間(2018年度から2020年度)につきましては、連結総還元性向100%を目処とした配当と自己株式取得を実施する計画であります。配当につきましては、連結当期純利益に対する配当性向70%を目処といたします。具体的には、安定的な普通配当を100円とし、配当性向70%を目処に計算した配当が、100円を上回る場合、その差を業績連動配当として期末に特別配当を実施させていただきます。また、自己株式取得につきましては、連結当期純利益から上記配当総額を差し引いた金額を目処に取得を行うこととしております。

(10) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分＼期別	第 51 期 (平成27年３月期)	第 52 期 (平成28年３月期)	第 53 期 (平成29年３月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高	221,712	240,224	252,777	254,846
営業利益	19,028	21,336	20,210	20,591
経常利益	21,683	21,639	21,084	21,311
親会社株主に帰属する当期純利益	12,807	11,869	11,568	11,461
１株当たり当期純利益	221円55銭	218円６銭	220円６銭	224円81銭
総資産	350,752	399,651	391,369	397,381
純資産	238,069	236,723	233,666	230,518

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

第51期

消費税増税に伴う駆け込み需要の反動などから、減収減益となりました。

第52期

ミニット・アジア・パシフィック㈱を完全子会社化したことなどから、増収となるものの、前期にはデリバティブ評価益及び投資有価証券売却益を計上していたことなどから、減益となりました。

第53期

ミニット・アジア・パシフィック㈱を完全子会社化したことなどから、増収となるものの、カジュアル事業における「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」の業績不振などから、減益となりました。

第54期（当連結会計年度）

第54期につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分＼期別	第 51 期 (平成27年３月期)	第 52 期 (平成28年３月期)	第 53 期 (平成29年３月期)	第 54 期 (当期) (平成30年３月期)
売上高	181,480	189,700	189,650	188,853
営業利益	17,101	19,196	18,711	18,260
経常利益	20,089	20,087	19,798	18,578
当期純利益	12,249	11,513	8,665	11,438
１株当たり当期純利益	211円89銭	211円52銭	164円84銭	224円35銭
総資産	298,037	338,739	327,589	328,443
純資産	227,524	226,512	220,502	219,001

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

（単位：百万円、％）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱青山キャピタル	5,000	100.0	クレジットカード事業
㈱エム・ディー・エス	50	100.0	演出物の企画・調達
㈱栄商	40	100.0	宣伝消耗品等の企画・調達
㈱glob	10	100.0	飲食事業を展開
服良㈱	303	100.0	スーツ等の生産
ミニット・アジア・パシフィック㈱	100	100.0	日本国内の消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供
Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd.	51,327千SG$	100.0 (100.0)	オセアニア、東南アジアの「ミスターミニット」の地域統括
Minit Australia Pty Limited	11,369千AS$	100.0 (100.0)	オーストラリアの消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供
Minit New Zealand Limited	50千NZ$	100.0 (100.0)	ニュージーランドの消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供
Mister Minit(Singapore)Pte.Ltd.	905千SG$	100.0 (100.0)	東南アジア諸国の消費者への靴修理、鍵複製等、総合リペアサービスの提供
㈱イーグルリテイリング	100	90.0	カジュアル衣料品の販売
㈱アスコン	720	56.1	商業印刷物の企画・制作
ブルーリバース㈱	10	100.0	縫製加工業
㈱青五	200	40.0〔25.0〕	100円ショップを展開
上海服良時装有限公司	23,477千元	100.0 (100.0)	スーツ等の製造受託
上海服良国際貿易有限公司	1,156千元	100.0 (100.0)	スーツ等の協力工場の統括
PT.FUKURYO INDONESIA	76,840百万ルピア	90.0 (90.0)	スーツ等の製造
㈱ＷＴＷ	10	100.0	雑貨・インテリアショップを展開
青山洋服商業（上海）有限公司	30,000千元	100.0	中国におけるビジネスウェアの販売

（注）1. 当社の出資比率の（ ）書は、間接所有割合で内数を記載しております。
2. 当社の出資比率の〔 〕書は、緊密な者等の所有割合で外数を記載しております。

(12) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社25社及び非連結子会社４社により構成され、ビジネスウェア事業、カジュアル事業、カード事業、印刷・メディア事業、雑貨販売事業及び総合リペアサービス事業の６事業の他、リユース事業、飲食事業等を行っております。

(13) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	広島県福山市王子町一丁目３番５号
東京本部	東京都台東区上野四丁目５番10号　TSC TOWER　６階、７階
TSC事業本部	東京都港区青山四丁目18番11号　フォレストヒルズEASTWING３階
営業店	全国924店舗（ビジネスウェア事業896店舗、カジュアル・リユース事業28店舗）
神辺商品センター	広島県福山市神辺町大字西中条字深水1727番地の１
井原商品センター	岡山県井原市大江町1345番地の２
田川商品センター	福岡県田川市大字伊田2423番地の４
千葉センター	千葉県千葉市美浜区新港32番地22号

② ビジネスウェア事業の営業店

（単位：店）

期別／地域	平成29年３月末店舗数	平成30年３月末店舗数	青山商事㈱ビジネスウェア事業					青山洋服商業（上海）有限公司
			青山	TSC	UL	UL MEASURE'S	WHITE TSC	青山
北海道地方	36	36	34	1	1			—
東北地方	62	61	60	1				—
関東地方	303	306	260	32	8	1	5	—
中部地方	147	147	143	4				—
近畿地方	163	165	144	11	4	2	4	—
中国地方	54	55	50	5				—
四国地方	27	27	26	1				—
九州地方	97	99	95	3			1	—
日本計	889	896	812	58	13	3	10	—
中国計	—	24	—	—	—	—	—	24
合計	889	920	812	58	13	3	10	24

（注）1. 業態名

TSC　：ザ・スーツカンパニー
UL　：ユニバーサル　ランゲージ
UL MEASURE'S　：ユニバーサル　ランゲージ　メジャーズ
WHITE TSC　：ホワイト　ザ・スーツカンパニー

2. 「ザ・スーツカンパニー」には「TSC SPA OUTLET」を、「ユニバーサル　ランゲージ」には「UL OUTLET」を含めております。
3. 青山洋服商業（上海）有限公司の期末店舗数は平成29年12月末の店舗数であります。

③　カジュアル事業の営業店

（単位：店）

期別／地域	平成29年３月末店舗数	平成30年３月末店舗数	キャラジャ	リーバイスストア	アメリカンイーグルアウトフィッターズ
北海道地方	1	1			1
東北地方					
関東地方	17	17		2	15
中部地方	10	9	3	1	5
近畿地方	17	15		5	10
中国地方	5	5	3	1	1
四国地方	1	1			1
九州地方	1	1			1
合　　計	52	49	6	9	34

（注）「アメリカンイーグルアウトフィッターズ」にはアウトレット店を含めております。

④　雑貨販売事業の営業店

（単位：店）

期別／地域	ダイソー＆アオヤマ100YEN PLAZA	
	平成29年２月末 店舗数	平成30年２月末 店舗数
北海道地方	15	14
東北地方	10	10
関東地方	15	16
中部地方	14	14
近畿地方	10	10
中国地方	16	16
四国地方	7	7
九州地方	30	31
合　　計	117	118

⑤　総合リペアサービス事業の営業店

（単位：店）

期別／地域	ミスターミニット	
	平成29年３月末 店舗数	平成30年３月末 店舗数
北海道地方	6	6
東北地方	6	7
関東地方	182	189
中部地方	22	23
近畿地方	44	44
中国地方	16	17
四国地方	3	3
九州地方	20	21
日本計	299	310
オセアニア	267	276
その他	32	37
海外計	299	313
合計	598	623

（注）1. 「オセアニア」はオーストラリア、ニュージーランド。「その他」はシンガポール、マレーシア、中国であります。
2. 店舗数には以下のFC店舗を含んでおります。
平成29年３月末　324店舗（日本72店舗、オセアニア242店舗、その他10店舗）
平成30年３月末　336店舗（日本65店舗、オセアニア255店舗、その他16店舗）

⑥　その他の事業の営業店

（単位：店）

期別／地域	リユース事業			
	平成29年３月末店舗数	平成30年３月末店舗数	セカンドストリート	ジャンブルストア
北海道地方				
東北地方				
関東地方	1	1		1
中部地方	3	3	3	
近畿地方	3	4	3	1
中国地方	2	2	2	
四国地方	1	1	1	
九州地方	2	2	2	
合計	12	13	11	2

（単位：店）

期別／地域	飲食事業			
	平成29年３月末店舗数	平成30年３月末店舗数	焼肉きんぐ	ゆず庵
北海道地方	1	2	1	1
東北地方	2	2	2	
関東地方	2	2	1	1
中部地方	16	16	8	8
近畿地方		1		1
中国地方	2	4	4	
四国地方	2	3	3	
九州地方	8	9	9	
合計	33	39	28	11

（単位：店）

期別／地域	WTW			
	平成29年３月末店舗数	平成30年３月末店舗数	ダブルティー	ダブルティーサーフクラブ
北海道地方				
東北地方				
関東地方	3	3	2	1
中部地方		1	1	
近畿地方	2	2	2	
中国地方				
四国地方				
九州地方				
合計	5	6	5	1

⑦　子会社の主要な事業所及び工場

会　　社　　名	名　称	所　　在　　地
㈱青山キャピタル	本社	広島県福山市船町８番14号
	営業所	東京営業所(東京都千代田区)
㈱エム・ディー・エス	本社	岡山県井原市大江町1345番地の１
㈱栄商	本社	岡山県井原市大江町1345番地の１
㈱アスコン	本社	広島県福山市港町一丁目15番27号
	支店	東京支店(東京都中央区)、大阪支店(大阪市北区)、 九州支店(福岡市博多区)
ブルーリバース㈱	本社	広島県福山市王子町二丁目14番38号
㈱青五	本社	広島県福山市王子町二丁目14番38号
	営業店	全国118店舗
㈱イーグルリテイリング	本社	東京都渋谷区神宮前６-10-11　原宿ソフィアビル７階
	営業店	全国34店舗
㈱glob	本社	広島県福山市王子町一丁目３番５号
	営業店	全国39店舗
服良㈱	本社	愛知県名古屋市名東区一社一丁目74番地
	配送 センター	守山配送センター(愛知県名古屋市守山区)
上海服良時装有限公司	本社 及び工場	中国 上海市
上海服良国際貿易有限公司	本社 及び工場	中国 上海市
PT.FUKURYO INDONESIA	本社 及び工場	インドネシア　中部ジャワ州　スマラン県
ミニット・アジア・パシフィック㈱	本社	東京都台東区柳橋２-19-６　柳橋ファーストビル２階
	配送 センター	静岡県御殿場市駒門705-４
Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd.	本社	16 New Industrial Road, #02-04, Hudson Technocentre, Singapore 536204
Minit Australia Pty Limited	本社	90-96 Bath Road, Kirrawee NSW Australia 2232
Minit New Zealand Limited	本社	90-96 Bath Road, Kirrawee NSW Australia 2232
Mister Minit(Singapore)Pte.Ltd.	本社	16 New Industrial Road, #02-04, Hudson Technocentre, Singapore 536204
㈱ＷＴＷ	本社	東京都渋谷区恵比寿南２丁目20番2号 ガイア恵比寿ビル　４階
	営業店	６店舗（東京都港区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、 名古屋市中村区、大阪市西区、神戸市中央区）
青山洋服商業（上海）有限公司	本社	中国　上海市
	営業店	中国24店舗（上海市11店舗、杭州市４店舗、他９店舗）

(14) 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末
7,908名（3,719名）	7,527名（3,740名）

（注）1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員の期末における８時間換算による雇用人員であり、外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,027名	138名増	35.1歳	12.1年

(15) 主要な借入先（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
㈱みずほ銀行	19,800
㈱三井住友銀行	18,600
㈱もみじ銀行	11,800

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　174,641,100株
(2) 発行済株式の総数　　55,394,016株
(3) １単元の株式の数　　100株
(4) 株主数　　10,703名（前期末比　1,816名増）
(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	4,982	9.84
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	3,767	7.43
㈱ＨＫ	3,000	5.92
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	2,851	5.63
青山　理	1,661	3.28
㈲青山物産	1,660	3.27
星野商事㈱	1,001	1.97
㈱三井住友銀行	1,000	1.97
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	958	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口９）	779	1.53

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
3. 当社は自己株式4,730千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度に取得いたしました自己株式総数は1,486,900株（発行済株式総数（自己株式含む）に対する割合2.68%）、取得総額は5,999百万円であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年１月８日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

＜新株予約権の募集の目的及び理由＞

平成27年１月28日に公表いたしました中期経営計画「CHALLENGE 2017」における業績目標（平成30年３月期　連結営業利益　270億円）達成の意欲を高めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.47％に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

発行決議日	平成28年１月８日
新株予約権の数	2,580個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　258,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　2,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　447,000円 （１株当たり4,470円）
権利行使期間	平成30年７月２日から平成31年６月28日まで
行使の条件	（注）
保有者数	当社取締役　６名　600個 当社執行役員　９名　450個 （取締役を兼務する者を除く） 当社従業員　30名　900個 当社子会社取締役　21名　630個

（注）1. 新株予約権者は、当社の平成30年３月期の営業利益が270億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権者の法定相続人のうち１名に限り、当該新株予約権者の権利を相続できるものとする。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

6. 上記新株予約権は、平成30年３月期連結業績について、行使の条件を満たさず失効する見込みです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役副会長	宮前 洋昭（みやまえ ひろあき）	ブルーリバース㈱　取締役
取締役社長 （代表取締役）	青山 理（あおやま おさむ）	㈲青山物産　代表取締役 ㈱青山キャピタル　取締役 ㈱青五　取締役 ㈱エム・ディー・エス　取締役 ㈱栄商　取締役 ㈱glob　取締役 青山洋服商業（上海）有限公司　董事
取締役副社長	宮武 真人（みやたけ まこと）	㈱エム・ディー・エス　取締役 ㈱栄商　取締役 青山洋服商業（上海）有限公司　監査役 服良㈱　監査役 ミニット・アジア・パシフィック㈱　取締役
取締役 （専務執行役員 営業本部長）	松川 修之（まつかわ よしゆき）	ブルーリバース㈱　取締役
取締役 （専務執行役員 商品本部長 兼カジュアル・ リユース事業本部長）	岡野 真二（おかの しんじ）	青山洋服商業（上海）有限公司　董事 服良㈱　取締役
取締役	内林 誠之（うちばやし せいし）	弁護士 ヤスハラケミカル㈱　社外取締役
取締役	小林 宏明（こばやし ひろあき）	日東製網㈱　代表取締役 日本ターニング㈱　代表取締役 ㈱泰東　代表取締役 アシードホールディングス㈱　社外取締役
常任監査役 （常勤）	大迫 智一（おおさこ ともかず）	㈱青山キャピタル　監査役
監査役	大木 洋（おおぎ ひろし）	税理士 安芸観光ゴルフ㈱　社外監査役
監査役	竹川 清（たけがわ きよし）	公認会計士 税理士
監査役	渡邊 徹（わたなべ とおる）	弁護士 SHO-BI㈱　社外取締役

（注）1. 取締役会長　宮前　省三氏は平成29年12月11日に逝去されましたので、同日付で退任いたしました。なお、同氏の地位は退任時のものであります。
2. 取締役 内林　誠之及び小林　宏明の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であるとともに、㈱東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 取締役 内林　誠之氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しており、法令を踏まえた客観的な視点で経営の監視、監督を遂行できる充分な見識を有するものであります。

4. 取締役 小林　宏明氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から経営の監視、監督を遂行できる充分な見識を有するものであります。
5. 監査役 大木　洋、竹川　清及び渡邊　徹の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であるとともに、㈱東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
6. 監査役 大木　洋氏は、税理士であり税務署長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 竹川　清氏は、公認会計士並びに税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 渡邊　徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する充分な見識を有するものであります。
9. 当社は、平成17年６月29日より執行役員制度を導入しております。
平成30年３月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	藤井 康博（ふじい やすひろ）	開発本部長
常務執行役員	前川 義之（まえかわ よしゆき）	TSC事業本部長
常務執行役員	財津 伸二（ざいつ しんじ）	企画管理本部長
執行役員	平川 省三（ひらかわ しょうぞう）	総務部長
執行役員	藤井 満典（ふじい みちのり）	販促部長
執行役員	四茂野 聡（よもの さとし）	IT・システム部長 兼情報セキュリティ担当
執行役員	千葉 直郎（ちば ただお）	営業副本部長
執行役員	古市 誉富（ふるいち たかよし）	㈱glob 代表取締役社長
執行役員	山根 康一（やまね こういち）	総合企画部長
執行役員	山本 龍典（やまもと たつのり）	商品副本部長 兼第一商品部長
執行役員	遠藤 泰三（えんどう たいぞう）	人事部長
執行役員	瀬之口 隆（せのぐち たかし）	関西地区統括部長
執行役員	安藝 憲治（あき けんじ）	法人部長
執行役員	鈴木 章介（すずき しょうすけ）	東京本部長兼人材開発部長
執行役員	宮前 正幸（みやまえ まさゆき）	特命事項担当
執行役員	宮前 俊光（みやまえ としみつ）	第二商品部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	支給額
取　締　役	８名	301百万円
（うち社外取締役）	（２名）	（21百万円）
監　査　役	４名	34百万円
（うち社外監査役）	（３名）	（23百万円）
合計	12名	335百万円

（注）1. 取締役の支給限度額は、平成18年６月29日開催の第42回定時株主総会において、年額６億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の支給限度額は、平成５年６月29日開催の第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

3. 取締役の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針

(1) 報酬の基本方針

当社の役員報酬は、業績向上を図り継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること、株主と利害を共有できる報酬制度であること、報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であることを決定の基本方針としております。この基本方針に基づき、当社は、報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の報酬に関する方針・制度等について審議し、取締役会に答申、最終取締役会にて決定することとしております。当委員会は、独立社外取締役を委員長とし、その他３名の取締役（代表取締役を除く）、１名の社外取締役の合計５名で構成されます。

(2) 算定方法

社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬と業績連動報酬から構成されており、それぞれの役割と役位に応じて決定しております。業績連動報酬については、それぞれの役位ごとに単年度の当社連結業績や個人の役割課題達成状況などに応じて、固定報酬１に対して、業績連動報酬０～１（執行役員は０～0.7）の範囲で支給を行うこととしております。業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみで構成しております。取締役及び監査役の退職慰労金については、平成18年６月29日開催の第42回定時株主総会にて制度を廃止しております。

4. 上記員数及び支給額には、当期中に退任した取締役１名を含んでおります。

5. 当社は平成18年６月29日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第42回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役１名に対し372百万円の退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

役職	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	内林　誠之	ヤスハラケミカル㈱	社外取締役	当社とヤスハラケミカル㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。
社外取締役	小林　宏明	日東製網㈱	代表取締役	当社と日東製網㈱、日本ターニング㈱、㈱泰東及びアシードホールディングス㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		日本ターニング㈱	代表取締役	
		㈱泰東	代表取締役	
		アシードホールディングス㈱	社外取締役	
社外監査役	大木　洋	安芸観光ゴルフ㈱	社外監査役	当社と安芸観光ゴルフ㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。
社外監査役	渡邊　徹	SHO-BI㈱	社外取締役	当社とSHO-BI㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。

② 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 事業年度における主な活動状況

役職	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外取締役	内林　誠之	16回中16回	―	取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	小林　宏明	16回中14回	―	取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。
社外監査役	大木　洋	16回中16回	13回中13回	取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	竹川　清	16回中16回	13回中13回	取締役会及び監査役会において、主に公認会計士並びに税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	渡邊　徹	16回中13回	13回中10回	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 56百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 83百万円

（注）1. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、経営執行部門及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要および当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社の社会的責任および企業倫理を遵守すべく、役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、規程（コンプライアンス・マニュアル）を制定し周知徹底させる。

② 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応する。

③ 役員および従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供をおこなう手段としてグループ内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。

④ 内部監査部門として、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施する。

⑤ 当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しない。万一、反社会的勢力および団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応をおこなう。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」に基づき、担当部署が保存および管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討をおこない、必要に応じて常務会、取締役会において審議する。

② 業務運営上のリスクについては、リスク関連情報の収集、予兆の早期発見、早期対応をおこなうべく関連各部門との情報交換によりリスク管理をおこなう。特に個人情報に関しては、情報セキュリティ推進室および個人情報管理室を新設するとともに情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定し、「個人情報管理責任者」を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化する。

③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をおこない、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

① 経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行をおこなう。

② 取締役会は、法令、定款に定められた事項および経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議をおこなうことを目的に原則月１回開催する。

③ 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を取締役会等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。

④ 業務執行に関する重要事項および取締役会の付議事項の審議機関として、取締役および常勤監査役等で構成する常務会を原則毎週１回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図る。

⑤ 「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行をおこなう。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれる体制、ならびに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議をおこなう。

② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付ける。

③ 「コンプライアンス委員会」には、連結対象会社をメンバーに加えて、グループ内の業務活動が適正かつ効率的におこなわれているかチェックする。

④　内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

①　当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとする。

②　当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　当社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告をおこなう。また、その他の重要な事項について、稟議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付する。

②　監査役は、原則、常務会やコンプライアンス委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役および従業員より、報告を受けるものとする。

③　子会社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告をおこなう。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告する。

④　監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に出席し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受ける。

⑤　監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および従業員に求めることができる。

(8) 上記（7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

①　当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

① 監査役の監査機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保する。

② 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

③ 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をする。

④ 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報・意見交換等をおこなうための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規則の周知徹底や社内研修による教育を実施するとともに、コンプライアンス委員会の活動を通じて、グループ全体のコンプライアンス意識の浸透に努めるほか、グループ内部通報制度により不適切な事象の早期発見、早期是正に取組んでいる。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局に保存されている。また、りん議書についても、担当部署により「文書管理規程」に基づき保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクについては、その重要性に応じて、取締役会および常務会にて審議をおこない、案件に応じて都度、必要なリスクへの手当てを講じている。また、業務管理上のリスクについては、リスクの未然防止、極小化のためにリスクマネジメントプログラムを策定中で、当社および関係会社のリスクを総括的に管理すべく、まずはリスクの可視化をすすめている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会、常務会は月次業績のレビューと改善策の実施をおこなうとともに、目的に沿って円滑に運営している。中期経営計画のフォローも四半期ごとに進捗状況の確認と共有化を図っている。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務所管部署により子会社のリスク管理体制作りをすすめており、潜在リスクの把握と対策に努めている。また、前連結会計年度より内部監査部が本格始動、内部監査体制の強化を図り、グループ会社の業務状況について、定期的に監査をおこなうとともに監査結果については、取締役会に定期的に報告している。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の要求する適切な能力、知見を有する内部監査部の担当者が、監査役の補佐にあたっている。

(7) 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ内部通報制度の周知を図り、会社に重大な損失を与える事項の発生もしくは発生のおそれ等があるときは、速やかに監査役に報告する体制をとっており、また、監査役は、常務会やコンプライアンス委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、報告を受け、適宜、積極的な発言がおこなわれている。

(8) 上記（7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内規程に則り、報告を理由とした当該報告者に対する不利な取扱いを禁止している旨を周知徹底している。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について、あらかじめ予算計上している。

緊急または臨時に発生した費用についても、必要と認められた場合速やかに当該費用を処理している。

(10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社の独立性基準に基づき、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保しており、また、各部門は監査役による往査に協力し、会計監査人や内部監査部も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役往査の実効性向上に努めている。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**212,918**	**流動負債**	**76,059**
現金及び預金	59,437	支払手形及び買掛金	21,023
受取手形及び売掛金	20,346	電子記録債務	16,631
有価証券	20,499	短期借入金	17,550
たな卸資産	53,110	未払金	9,140
繰延税金資産	1,696	未払法人税等	4,549
営業貸付金	55,100	賞与引当金	1,886
その他	2,993	その他	5,276
貸倒引当金	△266		
固定資産	**184,379**	**固定負債**	**90,803**
有形固定資産	**107,148**	社債	24,000
建物及び構築物	59,253	長期借入金	47,500
機械装置及び運搬具	1,673	退職給付に係る負債	9,314
土地	37,684	ポイント引当金	3,158
リース資産	3,095	その他	6,830
建設仮勘定	91		
その他	5,348		
無形固定資産	**19,444**		
借地権	890	**負債合計**	**166,862**
商標権	3,878	**純資産の部**	
ソフトウェア	2,134	**株主資本**	**242,510**
電話加入権	137	**資本金**	**62,504**
のれん	11,404	**資本剰余金**	**62,533**
その他	1,000	**利益剰余金**	**137,137**
投資その他の資産	**57,786**	**自己株式**	**△19,665**
投資有価証券	12,422	**その他の包括利益累計額**	**△15,076**
長期貸付金	3,438	その他有価証券評価差額金	3,436
繰延税金資産	9,591	繰延ヘッジ損益	△17
敷金及び保証金	26,728	土地再評価差額金	△16,015
退職給付に係る資産	270	為替換算調整勘定	△257
投資不動産	4,405	退職給付に係る調整累計額	△2,221
その他	987	**非支配株主持分**	**3,085**
貸倒引当金	△57		
繰延資産	**83**		
社債発行費	83	**純資産合計**	**230,518**
資産合計	**397,381**	**負債及び純資産合計**	**397,381**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		254,846
売上原価		113,154
売上総利益		141,691
販売費及び一般管理費		121,099
営業利益		20,591
営業外収益		
受取利息	123	
受取配当金	227	
不動産賃貸料	1,123	
為替差益	51	
その他	457	1,983
営業外費用		
支払利息	128	
不動産賃貸原価	866	
デリバティブ評価損	155	
その他	113	1,264
経常利益		21,311
特別損失		
固定資産除売却損	395	
減損損失	2,559	
出資金評価損	72	3,027
税金等調整前当期純利益		18,283
法人税、住民税及び事業税	7,272	
法人税等調整額	△772	6,499
当期純利益		11,784
非支配株主に帰属する当期純利益		322
親会社株主に帰属する当期純利益		11,461

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,504	62,533	134,291	△13,701	245,628
当期変動額					
剰余金の配当			△8,554		△8,554
親会社株主に帰属する当期純利益			11,461		11,461
土地再評価差額金の取崩			△126		△126
自己株式の取得				△6,001	△6,001
自己株式の処分		△18		37	19
連結範囲の変動			83		83
利益剰余金から資本剰余金への振替		18	△18		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	2,845	△5,963	△3,118
当期末残高	62,504	62,533	137,137	△19,665	242,510

項目	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	1,829	21	△16,142	△162	△301	△14,755
当期変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する当期純利益						
土地再評価差額金の取崩						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
連結範囲の連動						
利益剰余金から資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,606	△39	126	△94	△1,920	△321
当期変動額合計	1,606	△39	126	△94	△1,920	△321
当期末残高	3,436	△17	△16,015	△257	△2,221	△15,076

項　　目	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当　期　首　残　高	8	2,785	233,666
当　期　変　動　額			
剰 余 金 の 配 当			△8,554
親会社株主に帰属する当期純利益			11,461
土地再評価差額金の取崩			△126
自 己 株 式 の 取 得			△6,001
自 己 株 式 の 処 分			19
連 結 範 囲 の 変 動			83
利益剰余金から資本剰余金への振替			―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△8	300	△29
当 期 変 動 額 合 計	△8	300	△3,148
当　期　末　残　高	―	3,085	230,518

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1.　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数　　25社

②主要な連結子会社の名称

ブルーリバース㈱、㈱青山キャピタル、
㈱アスコン、㈱青五、㈱エム・ディー・エス、
㈱栄商、㈱イーグルリテイリング、㈱glob、服良㈱、
ミニット・アジア・パシフィック㈱、㈱WTW、他14社
なお、青山洋服商業（上海）有限公司及び上海服良工貿有限公司については重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

主要な非連結子会社

青山洋服股份有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社　　―　社
持分法適用関連会社　　―　社
主要な持分法非適用非連結子会社　青山洋服股份有限公司

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3.　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）
その他有価証券　時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの：移動平均法による原価法

②　デリバティブ取引　時価法

③　たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商　　品：主として個別法
製品、仕掛品：個別法
原　材　料：移動平均法
貯　蔵　品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

(a)平成19年３月31日までに取得したもの

旧定率法

ただし連結子会社の建物（建物附属設備を除く）は主として旧定額法によっております。

(b)平成19年４月１日以後に取得したもの

定率法

ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、連結子会社の建物（建物附属設備を除く）は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	６年～39年、50年
機械装置及び運搬具	３年～12年
その他	３年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

商標権及び契約関連資産については、主として経済的耐用年数（15年）に基づいて償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金　販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

５年～15年間で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費　社債償還までの期間にわたり均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年～15年）による定額法により費用処理しております。

③　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　110,954百万円
2. 投資不動産の減価償却累計額　4,039百万円
3. 事業用土地の再評価

当社及び連結子会社１社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額により算出
・再評価を行った年月日…平成14年３月31日
・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…△4,895百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物、 工具器具備品	神奈川県川崎市他、 合計62物件
賃貸用店舗（閉鎖店）	土地	広島県福山市他、 合計２物件

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗毎に、また、賃貸資産については、閉鎖した店舗の各物件毎にグルーピングしております。

競争の激化、賃料相場の低下等により収益性の低下している物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,559百万円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、営業店舗2,509百万円（内、建物及び構築物2,149百万円、工具器具備品360百万円）、賃貸用店舗（閉鎖店）50百万円（土地）であります。

なお、各資産グループの回収可能価額は、固定資産税評価額等を基礎に算定した正味売却価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　55,394,016株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成29年6月29日定時株主総会	普通株式	5,996	115	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月10日取締役会	普通株式	2,557	50	平成29年9月30日	平成29年11月28日

平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金21百万円が含まれております。
また、平成29年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成30年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,079	120	平成30年3月31日	平成30年6月29日

平成30年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金22百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　―株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い債券並びにコマーシャルペーパー等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債の発行による方針です。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務について、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

当社の連結子会社では、カード事業に付帯する金融サービス事業を行っております。当該事業を行うため、提出会社や銀行からの借入による間接金融のほか、社債の発行による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

国内の取引先及び個人に対する営業貸付金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、連結子会社の信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し、運営をしております。これらの与信管理は企画本部により行われ、定期的に開催される取締役会で、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、内部監査室がチェックを行っております。なお、営業貸付金のうち、99％が特定の債務者に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価値の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、店舗の新規出店時に貸主に差し入れる敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務、未払金は、１年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、社債並びに長期借入金（原則として５年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払手段の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や社債、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	59,437	59,437	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,346	20,346	—
(3) 営業貸付金	55,100	54,910	△190
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	20,499	20,499	—
②その他有価証券	10,829	10,829	—
(5) 敷金及び保証金	26,728	26,728	△0
資産計	192,942	192,751	△190
(1) 支払手形及び買掛金	21,023	21,023	—
(2) 電子記録債務	16,631	16,631	—
(3) 短期借入金	17,550	17,550	—
(4) 未払金	9,140	9,140	—
(5) 社債	24,000	24,137	137
(6) 長期借入金	47,500	47,514	14
負債計	135,846	135,998	152
デリバティブ取引（※）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(25)	(25)	—
デリバティブ取引計	(25)	(25)	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業貸付金

営業貸付金の時価について、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状況が実行後、大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、営業貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、信託受益権及びコマーシャルペーパーについては、短期間で償還されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)敷金及び保証金

敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローの見積りが可能であるものの時価については、信用リスクが僅少であるため回収予定額を契約期間に対応する安全債券の利率で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金並びに(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債並びに(6)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,526百万円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額65百万円）は市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券　②その他有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　4,505円53銭

2.　１株当たり当期純利益　224円81銭

（注１）　１株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	11,461百万円
普通株主に帰属しない金額	―百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	11,461百万円
普通株式の期中平均株式数	50,985,093株

（注２）　総額法の適用により計上された自己株式については、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数　184,600株　　期中平均の当該自己株式の数　185,191株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

青山商事株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊與政　元治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	駿河　一郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松野　悟	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、青山商事株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青山商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**145,608**	**流動負債**	**56,953**
現金及び預金	46,697	買掛金	13,130
売掛金	14,023	電子記録債務	16,401
有価証券	20,499	短期借入金	10,000
商品	44,259	未払金	8,852
貯蔵品	574	未払費用	1,366
前渡金	37	預り金	123
関係会社短期貸付金	17,300	前受金	220
前払費用	618	未払法人税等	3,800
繰延税金資産	925	賞与引当金	1,213
未収収益	3	リース債務	304
その他	674	資産除去債務	6
貸倒引当金	△7	その他	1,533
固定資産	**182,835**	**固定負債**	**52,488**
有形固定資産	**93,541**	長期借入金	40,000
建物	44,312	退職給付引当金	5,231
構築物	6,177	株式給付引当金	250
機械及び装置	546	ポイント引当金	3,147
車両運搬具	15	リース債務	351
器具備品	4,602	資産除去債務	867
土地	35,290	その他	2,641
建設仮勘定	86	**負債合計**	**109,441**
リース資産	2,509	**純資産の部**	
無形固定資産	**2,802**	**株主資本**	**231,382**
借地権	858	**資本金**	**62,504**
商標権	226	**資本剰余金**	**62,526**
ソフトウェア	1,604	資本準備金	62,526
電話加入権	112	**利益剰余金**	**126,017**
投資その他の資産	**86,492**	利益準備金	2,684
投資有価証券	10,938	その他利益剰余金	123,333
関係会社株式	27,000	別途積立金	111,100
関係会社出資金	395	繰越利益剰余金	12,233
関係会社長期貸付金	5,500	**自己株式**	**△19,665**
長期貸付金	3,345	**評価・換算差額等**	**△12,380**
長期前払費用	630	その他有価証券評価差額金	3,434
繰延税金資産	7,684	土地再評価差額金	△15,814
敷金及び保証金	25,109		
投資不動産	10,465		
その他	39		
貸倒引当金	△4,617	**純資産合計**	**219,001**
資産合計	**328,443**	**負債純資産合計**	**328,443**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　上　高		188,853
売　上　原　価		76,000
売上総利益		112,853
販売費及び一般管理費		94,592
営　業　利　益		18,260
営業外収益		
受取利息	179	
有価証券利息	0	
受取配当金	643	
不動産賃貸料	3,521	
為替差益	132	
その他	256	4,735
営業外費用		
支払利息	116	
不動産賃貸原価	3,249	
デリバティブ評価損	155	
貸倒引当金繰入額	847	
その他	48	4,417
経　常　利　益		18,578
特　別　損　失		
固定資産除売却損	306	
減損損失	1,335	
出資金評価損	72	1,715
税引前当期純利益		16,862
法人税、住民税及び事業税	5,749	
法人税等調整額	△325	5,423
当期純利益		11,438

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	62,504	62,526	―	62,526
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
土地再評価差額金の取崩				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△18	△18
利益剰余金から資本剰余金への振替			18	18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	62,504	62,526	―	62,526

項目	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,684	111,100	9,491	123,275	△13,701	234,605
当期変動額						
剰余金の配当			△8,554	△8,554		△8,554
当期純利益			11,438	11,438		11,438
土地再評価差額金の取崩			△124	△124		△124
自己株式の取得					△6,001	△6,001
自己株式の処分					37	19
利益剰余金から資本剰余金への振替			△18	△18		―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	2,741	2,741	△5,963	△3,222
当期末残高	2,684	111,100	12,233	126,017	△19,665	231,382

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,828	△15,939	△14,111	8	220,502
当期変動額					
剰余金の配当					△8,554
当期純利益					11,438
土地再評価差額金の取崩					△124
自己株式の取得					△6,001
自己株式の処分					19
利益剰余金から資本剰余金への振替					―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,605	124	1,730	△8	1,721
当期変動額合計	1,605	124	1,730	△8	△1,500
当期末残高	3,434	△15,814	△12,380	―	219,001

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

子 会 社 株 式　移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商　品：個別法

貯蔵品：最終仕入原価法

2.　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

(a) 平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定率法

(b) 平成19年４月１日以後に取得したもの
定率法
ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	６年～39年、50年
構 築 物	10年～50年
機械及び装置	12年
器具備品	３年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 株式給付引当金　従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) ポイント引当金　販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税額等は発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　96,428百万円
2. 投資不動産の減価償却累計額　6,646百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権　119百万円
関係会社に対する金銭債務　3,813百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高　20,821百万円
営業取引以外の取引による取引高　2,957百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	3,437,602	1,487,427	9,800	4,915,229

(変動事由の概要)

増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加　1,486,900株
単元未満株式の買取による増加　527株
株式給付信託の給付による減少　1,300株
ストックオプションの権利行使による減少　8,500株

2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

① 当事業年度期首及び当事業年度期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当事業年度期首　185,900株　　当事業年度末　184,600株

② 当事業年度に増加または減少した自己株式数に含まれる信託が取得または売却、交付した自社の株式数

減少　1,300株

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税等	314百万円
賞与引当金	369百万円
貸倒引当金	16百万円
退職給付引当金	1,593百万円
長期未払金	127百万円
ポイント引当金	959百万円
資産除去債務	266百万円
減価償却費	3,967百万円
減損損失	2,542百万円
投資有価証券評価損	350百万円
関係会社株式評価損	27百万円
関係会社貸付金に係る貸倒引当金	1,392百万円
その他	310百万円
繰延税金資産小計	12,238百万円
評価性引当額	△2,186百万円
繰延税金資産合計	10,051百万円

（繰延税金負債）

資産除去債務	△73百万円
その他有価証券評価差額金	△1,367百万円
繰延税金負債合計	△1,441百万円
繰延税金資産の純額合計	8,610百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な事項別の内訳

法定実効税率	30.70%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.84%
住民税均等割等	1.97%
評価性引当額の増減	1.81%
その他	△1.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.17%

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱青山キャピタル	所有 直接 100.0%	兼任２人	資金の貸付（注１）	資金の貸付	―	関係会社短期貸付金	7,500
子会社	㈱イーグルリテイリング	所有 直接 90.0%	―	資金の貸付（注１）（注２）	資金の貸付	―	関係会社長期貸付金	5,500
子会社	服良㈱	所有 直接 100.0%	兼任２人	資金の貸付（注１）	資金の貸付	―	関係会社短期貸付金	4,000
子会社	ミニット・アジア・パシフィック㈱	所有 直接 100.0%	兼任１人	資金の貸付（注１）	資金の貸付	―	関係会社短期貸付金	5,100

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）㈱青山キャピタル、㈱イーグルリテイリング、服良㈱、ミニット・アジア・パシフィック㈱に対する貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注２）当該貸付金に対し、貸倒引当金4,568百万円を計上しております。また、当事業年度において847百万円を貸倒引当金繰入額に計上しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　4,338円49銭
2. １株当たり当期純利益　224円35銭

（注１）１株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	11,438百万円
普通株主に帰属しない金額	―百万円
普通株式に係る当期純利益	11,438百万円
普通株式の期中平均株式数	50,985,093株

（注２）　総額法の適用により計上された自己株式については、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数　184,600株　　期中平均の当該自己株式の数　185,191株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

青山商事株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊與政 元治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	駿河　一郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松野　悟	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、青山商事株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月11日

青山商事株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）	大　迫　智　一	㊞
社外監査役	大　木　　洋	㊞
社外監査役	竹　川　　清	㊞
社外監査役	渡　邊　　徹	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、一層の利益還元を図るべく、中期経営計画期間中（平成28年３月期から平成30年３月期まで)、連結総還元性向130％を目処とした配当、自己株式取得を実施しております。

＜株主還元方針＞

①　配当方針

・連結配当性向70％を目処といたします。

・安定的な配当である普通配当を１株当たり100円（中間配当50円、期末配当50円）とし、上記配当性向を目処に計算した配当が、100円を上回る場合は、その差を業績連動配当として期末に特別配当を実施させていただきます。ただし、増資、株式分割など１株当たり利益に影響を及ぼす資本政策を実施した場合には、普通配当の金額を見直す可能性があります。

②　自己株式取得方針

・親会社株主に帰属する当期純利益の130％から配当総額を引いた金額を目処に、自己株式の取得を行います。

この配当方針に従い、当期の期末配当につきましては、普通配当として１株につき50円に特別配当70円を加え、合計１株につき120円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として１株につき50円をお支払いしておりますので、年間配当は、１株につき170円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき120円

その内訳

普通配当	50円
特別配当	70円
配当総額	6,079,606,440円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

(1) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

(2) その他、上記の変更に伴う条数の変更を行うとともに、一部文言の加除、修正を行うものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（ 新　設 ）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条 ～ 第16条　（条文省略）	第16条 ～ 第17条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第17条 ～ 第18条　（条文省略）	第18条 ～ 第19条　（現行どおり）
（取締役の任期） 第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。	（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。
第20条 ～ 第42条　（条文省略）	第21条 ～ 第43条　（現行どおり）

第３号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役　小林宏明氏は任期満了となりますので、取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、指名諮問委員会の答申を受けたうえで決定しております。

※　指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議、確認を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する取締役及び監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役会に答申するために設置しています。委員は、独立社外取締役を委員長とし、その他３名の取締役（代表取締役を除く）及び１名の社外取締役の合計５名で構成しております。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
小林　宏明（こばやし　ひろあき） （昭和50年７月12日生）	平成12年４月　㈱広島銀行入行 平成14年３月　日東製網㈱入社 平成14年５月　日東製網㈱社長室長 平成17年７月　日東製網㈱取締役 平成19年１月　日東製網㈱代表取締役（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任） 重要な兼職の状況 日東製網㈱　代表取締役 日本ターニング㈱　代表取締役 ㈱泰東　代表取締役 アシードホールディングス㈱　社外取締役	― 株

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　候補者　小林宏明氏は、社外取締役候補者であり、㈱東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び当社が社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準を満たしていることから、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

＜社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準＞

(1) 当社グループにおける勤務経験がないこと。

(2) 配偶者または二親等以内の親族に、当社グループにおける勤務経験者がいないこと。

(3) 以下のような当社に関係する組織に属したことがないこと。

① 大株主である組織

② 主要な銀行、証券会社

③ 主要な監査法人、経営コンサルタント、法律事務所等

④ 仕入先メーカー等当社の主要な取引先

⑤ 当社が主要な取引先である企業、団体

(4) 配偶者または二親等以内の親族に、前項(3)に掲げる組織等に勤務したことがある者がいないこと。

3.　社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 小林宏明氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から、適切な助言、提言を行える人材として、適任と判断しております。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

(2) 過去５年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不当な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
(3) 当社は、取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者　小林宏明氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。

第４号議案　取締役に対する事後交付型株式報酬の付与に係る報酬決定の件

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の中期経営計画『CHALLENGE Ⅱ 2020』の達成に向けたインセンティブを付与することを目的として、下記【本制度の内容】の事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしたいと存じます。

＜本制度の概要＞（※詳細は下記【本制度の内容】のとおりです。）
名　　称　：事後交付型株式報酬制度
交付対象者　：対象取締役
交付株式数　：対象取締役１名につき当社普通株式2,000株
主な交付条件：
①　業績達成条件
当社の2021年３月期の連結営業利益が250億円以上
②　在任条件
当社の2021年６月下旬開催予定の第57回定時株主総会までの在任継続
（対象取締役から当社の執行役員又は国内連結子会社の取締役若しくは執行役員へ異動して継続する場合を含む。）

当社は、対象取締役に対して当社の中期経営計画『CHALLENGE Ⅱ 2020』の達成に向けたインセンティブを適切に付与すべく、2006年６月29日開催の第42回定時株主総会でご承認いただいた年額６億円以内（役員賞与を含んでおります。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。）の取締役の報酬額の範囲内で、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として金銭報酬債権を付与できることにいたしたいと存じます。

本制度は、当社の中期経営計画『CHALLENGE Ⅱ 2020』の達成に向けた対象取締役へのインセンティブの付与に資するものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社の取締役は７名（うち社外取締役２名）であり、第３号議案が原案どおり承認された場合でも同様となります。

記

【本制度の内容】

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画『CHALLENGE Ⅱ 2020』の最終事業年度（2021年３月31日に終了する事業年度になります。）の連結営業利益250億円以上の達成その他の条件を満たした場合に、当該中期経営計画の最初の事業年度中における当社の定時株主総会開催日の翌日から、当該中期経営計画の最終事業年度に係る当社の定時株主総会開催日（以下、「最終事業年度に係る株主総会開催日」といいます。）までの期間（以下、「対象期間」といいます。）に係る報酬等として、各対象取締役につき2,000株の当社普通株式を、最終事業年度に係る株主総会開催日以降に交付する事後交付型株式報酬制度です。

(2) 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

① 当社は、下記(4)の交付要件を満たした場合には、対象期間に係る報酬等として、各対象取締役につき下記(3)に定める数の当社普通株式を、最終事業年度に係る株主総会開催日以降に交付いたします。なお、下記(4)の交付要件を満たさなかった場合には、各対象取締役に対して当社普通株式は交付いたしません。

② 当社は、上記①により各対象取締役に当社普通株式を交付する際には、各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に付与し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。なお、この場合における当社普通株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とならない範囲内で当社取締役会において決定するものとします。

(3) 本制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の数

本制度に基づき、下記(4)の交付要件を満たした場合に、当社が各対象取締役に交付する当社普通株式の数は2,000株(※)とします。尚、現在の各人の報酬総額を勘案し、適切なインセンティブを付与出来るだけの数量である株式数を設定したものです。

(※)対象期間の途中で新たに対象取締役の地位を取得した者については、その在任期間に応じて、当社取締役会において定める合理的な方法に基づき按分した数とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合によって、当社の発行済株式総数が増減する場合は、各対象取締役に交付する当社普通株式の数は、その比率に応じて合理的に調整されるものとします。

さらに、取締役の報酬額の上限である年額６億円では、上記に基づき算出される数の当社普通株式の払込金額の総額に満たない場合には、年額６億円で払込金額の総額を満たせるところまで、各対象取締役に交付する株式の数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

(4) 本制度における当社普通株式の交付要件

本制度においては、以下の要件を満たした場合には、最終事業年度に係る株主総会開催日以降、各対象取締役に対して上記(3)に基づき算出される数の当社普通株式を交付いたします。

当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付する株式数は、以下の①から④の要件及び上記(3)に従い、最終事業年度に係る株主総会開催日以降の当社取締役会において決定いたします。

① 中期経営計画『CHALLENGE Ⅱ 2020』の最終事業年度の連結営業利益250億円以上が達成されたこと

② 最終事業年度に係る株主総会開催日まで対象取締役が継続して当社の取締役若しくは執行役員又は当社の国内連結子会社の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったこと

③ 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

④ 最終事業年度に係る株主総会開催日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の当社取締役会において定める組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認されていないこと

【ご参考】

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員及び当社の国内連結子会社の代表取締役に対しても、本制度と同様の事後交付型株式報酬制度を導入する予定です。

以　上

（株主総会会場ご案内略図）

会　場　　広島県福山市王子町一丁目３番５号
青山商事株式会社　本社４階会議室
電話（０８４）９２０－００５０

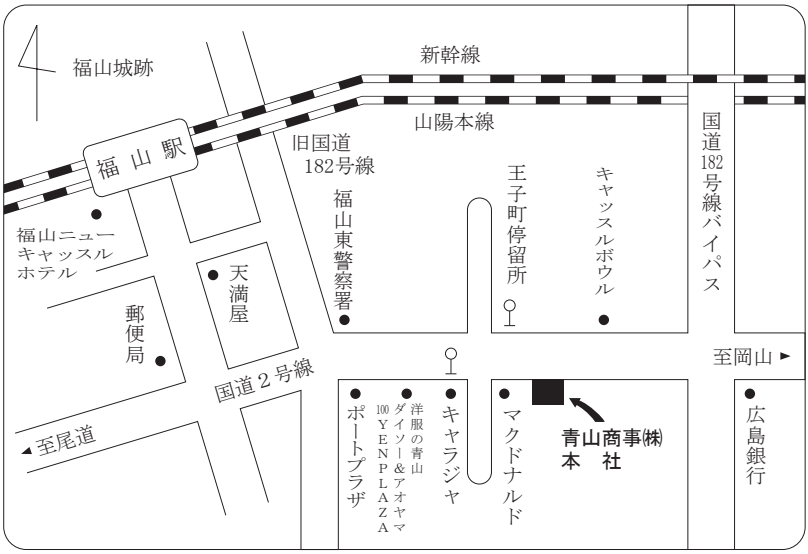

◎交通　JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から２㎞
中国バス・井笠バス王子町停留所前